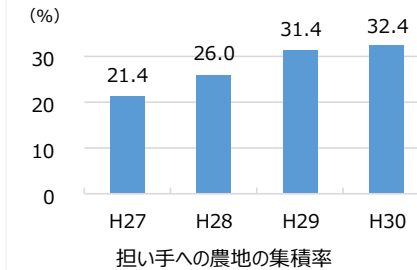


担い手への農地集積の加速化

現状

◆ 農地中間管理事業の創設以降、高知県においても担い手への農地の集積は一定進んだが、もう一段の集積が必要な状況。

- 農地中間管理機構の借入・転貸面積（平成26～30年度累積）
借入面積：566ha、転貸面積：560ha
- 担い手への農地の集積率
H27：21.4% → H30：32.4%



◆ 農業者の減少・高齢化が進んでいる中、新規就農者の確保・育成は極めて重要な課題であり、県としても様々な施策を講じているところであるが、農地の確保については、新規就農者が研修先の市町村において地縁を活用して確保している状況。

◆ 企業の農業参入にあたっては、企業が規模の大きい次世代ハウスでの参入を希望することから、一般の担い手よりも大規模な農地を必要としている状況。

課題

課題1 担い手への農地集積の加速化

農業者の減少・高齢化が進んでいる中、優良農地を確保・継承するためには、農地中間管理事業の活用を一層推進し、担い手への農地集積を加速させていくことが必要。

課題2 新規就農者用農地の確保

新規就農者は、地縁を活用して探す場合が多いが、タイミングよく農地が確保できず、不安に感じる方も存在することから、農地中間管理機構等による新規就農者用農地の確保が必要。

課題3 企業用農地の確保

企業が参入する場合は、1ha以上の大規模な園芸用農地を必要とするが、地権者の同意取得への支援や隣接地への加工施設等の用地の確保などが必要。

新たな施策の展開方向

【展開方向1】

人・農地プランの実質化と農地中間管理事業の一層の活用

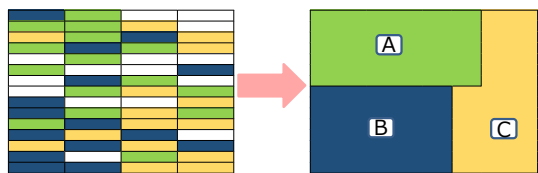
- 農地中間管理事業等に関する法律の一部見直しが行われ、プランの実質化が法律に明記されたところ。R2年度末までにプランの実質化を完了させる考え。

人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域の担い手と将来の農地の利用状況等を明確化したプランを作成するもの

プランの実質化：全国的に不完全なプランが多いことから、アンケート調査や農地の利用状況の地図化等を行い、担い手等を明確化したプランに見直すこと

- プランの実質化により、明らかとなった受け手と出し手のマッチングを農地中間管理事業等により支援。

地域内の分散・錯綜した農地利用 → 担い手ごとに集約化した農地利用



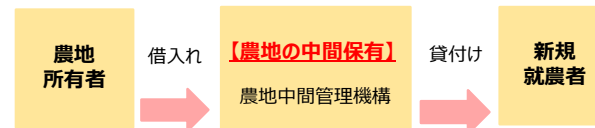
地域の話合いや農地中間管理事業による農地の集約（イメージ）

【展開方向2】

新たな新規就農者用農地の確保対策の実施

- 農地中間管理事業を活用して園芸品目を栽培する新規就農者等にまとまった農地を提供した者に対して協力金を交付。

新 農地中間管理機構、市町村や農業委員会等が協力して選定した新規就農者用農地を先行借受け（中間保有）し、スムーズな確保を支援。



農地中間管理機構による中間保有（イメージ）

- 必要に応じ、新規就農者等のニーズを踏まえた簡易なほ場整備を実施。
- 農地中間管理事業により農地を借り受けた新規就農者が負担する賃料を支援。

【展開方向3】

企業用農地の確保対策の一層の推進

- 企業版産地提案書の作成等、市町村による農地情報の収集を支援。
- 企業にまとまった農地を提供する所有者及び利用者（耕作者）に対して協力金を交付。
- 国の農地耕作条件改善事業等により、畦畔除去を伴う区画拡大や暗渠排水等を行い、まとまった園芸ハウス用農地の整備を支援。
- その際、県の園芸団地整備円滑化事業により、ほ場整備の地元負担を軽減。



まとまった企業用農地の確保（イメージ）

（目標の達成） 新規ほ場整備農地の担い手への集積率：（H30）35% ⇒（R5）35% ⇒（R11）75%